

福井県

2023年9月15日

福井県グリーンボンド・フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：森安 圭介

格付投資情報センター（R&I）は、福井県が2023年9月に策定した福井県グリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）が国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021（GBP2021）」及び環境省による「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1) 調達資金の使途

福井県は、二酸化炭素排出量を削減する緩和策に加え、気候変動による自然災害の影響を軽減・回避する適応策を推進しながら、生物多様性に配慮した活動を通じて、人と自然との共生が図られる取組みを進めていく。対象事業は GBP2021 における「クリーン輸送」、「再生可能エネルギー」、「エネルギー効率」、「生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理」及び「気候変動への適応」に該当し、明確な環境改善効果が期待できる。調達資金の使途は妥当である。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

福井県は、福井県環境基本条例において「地球環境の保全」を基本理念の一つとして掲げ、地球温暖化対策に従前から取り組んでおり、国に先んじて「2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを「福井県長期ビジョン」において宣言した。2023年3月に改定した「福井県環境基本計画」（以下、環境基本計画）では「次世代につなぐ豊かで美しいふくいの環境」を基本目標とし、「地球温暖化対策の推進」、「自然と共生する社会づくりの推進」、「循環型社会の推進」、「生活環境の保全」などの各分野において様々な環境施策を総合的に推進していくことで、脱炭素化や気候変動影響への適応を図っていく。

本フレームワークに基づくグリーンボンドの資金使途とするプロジェクトについては、総務部財政課が各部局へヒアリングを行い、環境面での便益が見込まれる事業を抽出し、適格性を協議した上で選定し、財政課長が最終決定を行う組織的な決定プロセスとなっている。プロジェクトの適格性の評価にあたっては、各種法令に沿って適切に対応し、潜在的にネガティブな影響に適切に配慮されていることを確認した。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

(3) 調達資金の管理

福井県は起債時に作成する県債管理表にて県債充当額等を管理しており、グリーンボンドによる資金調達時も充当対象の事業と他の事業を区別して管理される。グリーンボンドにて調達した資金は、調達した年度中对象プロジェクトに全額充当される。資金充当が完了するまでの間、調達資金は県の規定に基づき県の会計管理者が現金もしくは現金同等物で管理する。会計年度終了後、充当プロジェクトを含む全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類を作成し、県の監査委員による監査を受け、その後、決算関係書類は監査委員の意見とともに県議会に提出し承認を受けるなど、適切な内部追跡管理がなされる。資金管理は適切である。

(4) レポーティング

資金充当状況及び環境改善効果に関する情報は、グリーンボンド起債の翌年度に福井県のウェブサイトにて開示される。資金充当状況については、起債した年度内に全額充当予定であることから、資金充当したプロジェクト及び充当金額を開示する。環境改善効果については、フレームワークに沿って適格プロジェクト毎に適切なレポーティング項目を開示する。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は速やかに開示される。レポーティングの内容は適切である。

発行体の概要



[福井県 県章]



- 福井県は、本州のほぼ中央に位置し、「越山若水」と称される豊かな自然・景観に恵まれた地域である。和紙や漆器等の伝統産業、眼鏡や繊維に代表される地場産業など、製造業の盛んなものづくり県であり、オンリーワンの技術を持ち、世界や国内でシェアトップを誇る企業が数多く存在している。産業の集積により、県民の就業率や正規就業割合が全国最上位にあるなど、雇用環境は良好で、産業や雇用の安定は、暮らしの質の豊かさの確かな土台となっている。民間機関が実施している「幸福度ランキング」では5回連続で日本一に選ばれており、特に、安定した雇用環境や良好な教育環境、子育てのしやすさなどが高く評価されている。
- 2024年春には北陸新幹線の福井・敦賀開業、2026年には中部縦貫自動車道（大野油坂道路）の全線開通が予定されており、福井県内外の交流人口や物流の増加などが見込まれている。まもなく始まる大交流時代にふさわしいまちづくりには、「越山若水」と称される美しい自然や、千年を超える豊かな歴史文化との調和が重要である。その実現に向け、改定した環境基本計画では「次世代につなぐ豊かで美しいふくい環境」を基本目標とし、「地球温暖化対策の推進」、「自然と共生する社会づくりの推進」、「循環型社会の推進」、「生活環境の保全」などの各分野において様々な環境施策を総合的に推進する。
- 今回、気候変動の緩和及び適応に関する施策を推進するための資金調達としてグリーンボンドを発行することで、二酸化炭素排出量を削減する緩和策に加え、気候変動による自然災害の影響を軽減・回避する適応策を推進しながら、生物多様性に配慮した活動を通じて、人と自然との共生が図られる取組みを進める。また、グリーンボンドの発行を通じて投資家層の拡大による安定調達を実現するとともに、これをひとつの契機として、県民、事業者、行政等のあらゆる主体とのパートナーシップによる持続可能な社会の実現に向けた取組みや気候変動問題への対応を金融面から推進していく。


1. 調達資金の使途

(1) 対象プロジェクト

- 対象事業候補である主な適格プロジェクトと ICMA 原則上の事業区分¹は以下の通り。下表に沿って対象事業を選定する。

ICMA 原則上の事業区分	主な適格プロジェクト	想定される環境面への便益	関連するSDGs
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関の車両等整備 <ul style="list-style-type: none"> - 北陸新幹線の整備 - 地域鉄道の基盤整備 ■ 公用車の電動車化 <ul style="list-style-type: none"> - 電動車・充電設備の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出量削減 ■ エネルギー消費量の削減 	
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー設備の導入 <ul style="list-style-type: none"> - 太陽光発電の導入 - 小水力発電の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出量削減 	
再生可能エネルギー エネルギー効率 クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 港湾地域の脱炭素化 <ul style="list-style-type: none"> - 敦賀港におけるカーボンニュートラルポート形成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出量削減 ■ エネルギー消費量の削減 	
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設等の省エネ化 <ul style="list-style-type: none"> - 新築施設の ZEB 化 (ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented)、ZEH 化 (ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented、ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented) - 公共施設・設備の省エネルギー化 (空調等) - 照明の LED 化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出量削減 ■ エネルギー消費量の削減 	
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林資源の保全・管理 <ul style="list-style-type: none"> - 林道整備 - 公共施設等の木造化、木質化の推進 ■ 水産資源の保全・管理 <ul style="list-style-type: none"> - 漁港、漁場等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の多面的な機能の維持・増進 ■ 海洋環境・水産資源の保全 ■ 自然環境の保全 	

¹ ICMA の GBP に示されている。グリーンプロジェクトは 10 カテゴリーに分類される。

	<ul style="list-style-type: none"> - 持続可能な水産業のための教育・調査研究施設・設備の整備（県立大学先端増養殖学科の施設整備等） ■ 自然公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> - 自然公園における環境保全阻害防止対策の実施 		
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風水害対策 <ul style="list-style-type: none"> - 河川改修、ダムの整備 - ため池、排水機場等の整備 - 災害発生時に緊急輸送道路として機能する中部縦貫自動車道の整備 ■ 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> - 土砂災害防止施設（砂防堰堤、治山施設、地すべり防止施設等）の整備 ■ 高潮・高波対策 <ul style="list-style-type: none"> - 港湾施設（防波堤、防砂堤、導流堤、護岸、防潮堤等）の整備 - 海岸保全施設（離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜等）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然災害リスクに対する防災機能の強化 	

(2) 環境改善効果

■ 公共交通機関の車両等整備、公用車の電動車化

事業区分：クリーン輸送

- **公共交通機関の車両等整備**：県内の運輸部門の温室効果ガス排出量は、2013 年度と比較して微減に止まっている。運輸部門の中で自動車由来の排出量が約 9 割を占めており、燃費の向上などにより一台当たりの排出量は減少しているものの、自動車台数の増加が大きな要因となっている²。過度の自動車利用を減らすため、環境負荷の小さい鉄道、バスなどの公共交通機関の利用を促進する必要がある。想定されるプロジェクトとしては 2024 年 3 月の北陸新幹線の福井・敦賀開業に向けた整備負担金、地域鉄道の基盤整備を見込む。
- 新幹線をはじめとする鉄道は、輸送量当たりの二酸化炭素排出量（旅客）が、航空の約 1/5、自動車の約 1/7 であり、他交通機関と比べて環境に優しい交通機関といえる。独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）³によると、北陸新幹線の延伸（金沢・敦賀間）により航空機、バスや自動車から新幹線に旅客が転移した場合、年間約 59,000t-CO₂ の排出量削減が見込まれる。

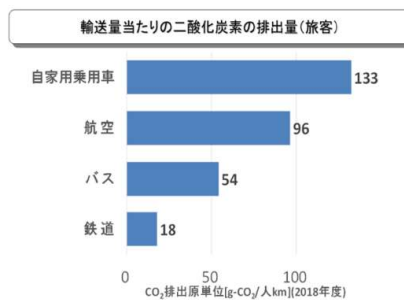


図 3-29 交通機関別の二酸化炭素排出量

資料：国土交通省「運輸部門における二酸化炭素排出量」より

※：費用便益分析における環境改善便益額から算出

※：福井県 HP「福井県温室効果ガス排出量」および

国土交通省 HP「運輸部門における二酸化炭素排出量」より算出（H28年度：23万t-CO₂）

² 福井県環境基本計画 第 1 章 地球温暖化対策の推進 第 1 節 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

³ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構「北陸新幹線（金沢・敦賀間）事業に関する再評価」令和 3 年 3 月

- **公用車の電動化**：県の事務・事業における温室効果ガス排出削減に向けて公用車の電動化（充電設備の整備を含む）を進める。グリーンボンドで調達した資金適格プロジェクトとしては、ハイブリッド車導入に係る充当分は2025年度までとし、2026年度以降はEV車など走行時の二酸化炭素排出がゼロである車種の導入に資金充当する方向で検討している。

■再生可能エネルギー設備の導入

事業区分：再生可能エネルギー

- **再生可能エネルギー設備の導入**：温室効果ガスの削減や災害時のエネルギー確保を図るため、環境基本計画に基づき、自然環境に十分配慮し、地域住民の理解を得ながら、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大を図る。太陽光発電設備の導入、小水力発電（県管理ダムや砂防ダム、農業水利施設等の活用）の導入を想定している。



単位：千kW

再エネ種別	2013年度	2020年度	2030年度 (目標)	増加量 2020年度比	倍率 2020年度比
太陽光	住宅用	33	93	+36	1.6倍
	10kW~100kW	24	164	+60	1.6倍
	100kW以上	5	104	+33	1.5倍
風力	陸上	20	280	+252	10.0倍
	大水力	369	371	0	1.0倍
水力	中小水力	165	171	+2	1.0倍
	バイオマス	2	47	+105	3.3倍
合計	617	847	1,336	+488	1.6倍

※再生可能エネルギーの導入実績は、FITや県統計年鑑、環境省産廃物処理技術情報から算出。2013年度のFIT導入量は、2014年4月時点を引用。

[出所：福井県環境基本計画]

■港湾地域の脱炭素化

対象事業：再生可能エネルギー、エネルギー効率、クリーン輸送

- 港湾は全国的に二酸化炭素排出量の多くを占める発電、化学工業等の多くが立地する産業拠点であることから、国は脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成し、我が国全体の脱炭素社会の実現に貢献していくこととしている。福井県は2022年に「敦賀港カーボンニュートラルポート協議会」を設置し、水素等の次世代エネルギーの受入環境整備や脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする敦賀港のCNPの形成に向けた計画策定を進めている。具体的な資金使途としては、水素電源導入による荷役機械の低・脱炭素化など、国土交通省が港湾脱炭素化推進計画として例示する事業⁴の実施を検討していく。



カーボンニュートラルポート（CNP）の形成のイメージ

[出所：国土交通省]

⁴ 国土交通省 港湾局 産業港湾課「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル

■ 公共施設等の省エネ化

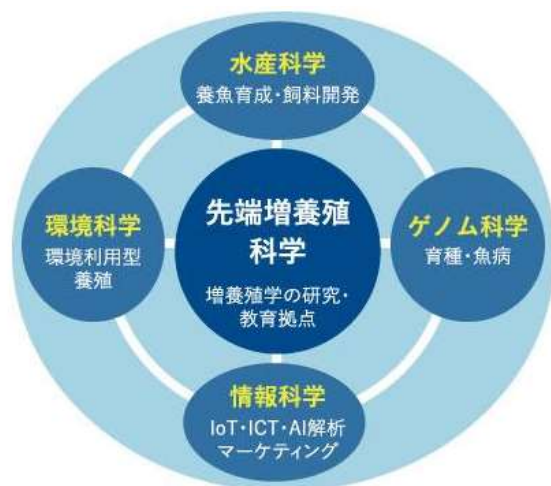
事業区分：エネルギー効率

- **公共施設等の省エネ化**：県の事務・事業における温室効果ガス排出削減に向けて、県施設の新築時の ZEB 化（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）、ZEH 化（ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented、ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented）を今後進めていくほか、省エネルギー診断などの実施により、設備の効率的な運用を図るとともに、費用対効果の高い省エネルギー設備の積極的な導入・更新を進める。具体的には県立学校等の照明の LED 化、空調更新等を予定しており、エネルギー消費量の削減を通じて温室効果ガスの排出削減につながる。

■ 森林資源の保全・管理、水産資源の保全・管理、自然公園の整備

事業区分：生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理

- **森林資源の保全・管理**：林道の新規開設、法面保護工事や擁壁工事、排水改良工事等を行い、森林整備の基盤となり洪水防止にもつながる林道整備を実施するほか、県産木材による木造化・木質化を進め、時代に即し、環境に配慮した県有施設を整備する。これらの取組みを通じて、資源としての森林保全・管理や持続可能な林業に資すると考えられる。
- **水産資源の保全・管理**：福井県立大学は水産増養殖を中心に学ぶ先端増養殖科学科を海洋生物資源学部に 2022 年 4 月に新設したところであり、具体的な資金使途としては新学科棟及び飼育実験棟の建設を予定している。世界的に高まる増養殖ニーズに応える人材を育成する先端増養殖科学科に必要な施設を整備することで、地場産業の振興・地域の持続性を担える実力を備え、地元の養殖業や漁業協同組合、試験研究機関等への就職を通じて地域の課題解決に貢献できる人材の育成につながることが期待される。また、水産資源の保全・管理のため、漁港、漁場の維持修繕等を実施する。



[出所：福井県立大学]

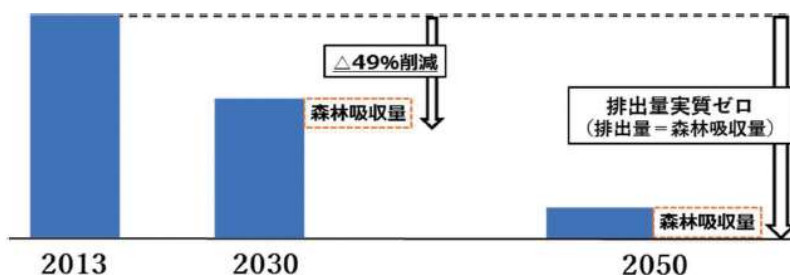
- **自然公園の整備**：福井県内には 4 つの自然公園や湿地など、豊かな自然を有する地域や多様な動植物が生息する地域がある。今後も県固有の優れた自然風景や多様な動植物の保全について、県民の理解を深めるとともに、自然公園施設の整備・改修をはじめ、適切な管理や利用を進めていくことが重要である。湿原での植物の踏み荒らし防止柵や植生管理のための木道整備などの施設の整備・改修を計画的に進めていく。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- 温室効果ガス増加による地球温暖化は、人類をはじめとする全ての生命の生存基盤に深刻な影響を及ぼす極めて重要な問題となっている。地球温暖化に起因する気候変動は、災害の激甚化や生態系の変化など、様々な自然的、社会的な影響を引き起こしており、今後さらに増大することが予測されている。福井県においても、重要な産業である農林水産業や豊かな生態系に損失を与え、自然災害の発生や酷暑による健康被害の原因となっており、地球温暖化対策は県民の生命・財産を守り、経済・社会の発展を図るために極めて重要な課題であると県は認識している。
- 県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、福井県環境基本条例の基本理念に基づき福井県環境基本計画を策定している。2017年度の前回改定から5年が経過し、地球温暖化対策など持続可能な社会の実現に向けて環境施策の見直しが必要となったことから、これまでの施策の成果や県民意識の変化も踏まえ、2023年3月に環境基本計画を改定した。
- 福井県では、2019年度に温室効果ガス排出を2013年度比21%削減し、目標達成に向けて順調に推移しており、2020年7月には福井県長期ビジョンにおいて、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言した。国の掲げた目標等を踏まえ、福井県は長期目標として2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを掲げるとともに、2030年度における温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で49%削減することを目指す。

2050年カーボンニュートラルに向けた削減目標のイメージ



[出所：福井県環境基本計画]

(2) プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 2023年3月に改定した環境基本計画では「次世代につなぐ豊かで美しいふくいの環境」を基本目標としており、「地球温暖化対策の推進」、「自然と共生する社会づくりの推進」、「循環型社会の推進」、「生活環境の保全」などの各分野において様々な環境施策を総合的に推進していくことで、脱炭素化や気候変動影響への適応を図っていく。
- 脱炭素化に向けては、化石燃料から非化石燃料へ切り替えるなど、温室効果ガス排出量が少ないエネルギー源への転換の促進と、節電や省エネ設備の導入などによる効率的なエネルギー利用の促進の二つの柱で対策を進めていくことが重要である。また、地球温暖化対策による悪影響を防止するためには、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して、その被害の回避・軽減に取り組む「適応策」も重要であり、引き続きこれら二つの対策を両輪とした取組みを推進していくことが必要である。グリーンボンドのプロジェクトは、これらの取組み推進に資するものを選定する。

(3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 本フレームワークに基づくグリーンボンドの資金使途とするプロジェクトについては、総務部財政課が各部局へヒアリングを行い、環境面での便益が見込まれる事業を抽出し、適格性を協議した上で選定し、財政課長が最終決定を行う。
- プロジェクトの適格性の評価にあたっては、各種法令に沿って適切に対応し、以下の通り潜在的にネガティブな影響に適切に配慮されていることを確認した。

ネガティブな影響を及ぼすリスク	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体で求められる届出の提出 ■ 環境アセスメントの手続き ■ 地域住民への十分な説明 ■ 低騒音・低振動型建設機械を使用するよう仕様書に明記
<ul style="list-style-type: none"> ■ 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体で求められる廃棄手順の徹底
<ul style="list-style-type: none"> ■ アスベスト等の有害物質の飛散 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大気汚染防止法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されること等の確認
<ul style="list-style-type: none"> ■ 生態系への悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業着手前の全体計画調査や環境アセスメントの手続き ■ 猛禽類等の絶滅危惧種の生息情報があれば影響調査を行い、繁殖行動に影響を与えないよう配慮
<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全面の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受注者における安全施工措置等を定める

[福井県グリーンボンド・フレームワーク]

福井県環境基本条例において「地球環境の保全」を基本理念の一つとして掲げ、福井県は地球温暖化対策に従前から取り組んでおり、国に先んじて「2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを福井県長期ビジョンにおいて宣言した。2023年3月に改定した環境基本計画では「次世代につなぐ豊かで美しいふくい環境」を基本目標とし、「地球温暖化対策の推進」、「自然と共生する社会づくりの推進」、「循環型社会の推進」、「生活環境の保全」などの各分野において様々な環境施策を総合的に推進していくことで、脱炭素化や気候変動影響への適応を図っていく。

本フレームワークに基づくグリーンボンドの資金使途とするプロジェクトについては、総務部財政課が各部局へヒアリングを行い、環境面での便益が見込まれる事業を抽出し、適格性を協議した上で選定し、財政課長が最終決定を行う組織的な決定プロセスとなっている。プロジェクトの適格性の評価にあたっては、各種法令に沿って適切に対応し、潜在的にネガティブな影響に適切に配慮されていることを確認した。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

3. 調達資金の管理

- 地方自治法第 208 条（会計年度及びその独立の原則）に基づき、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入（地方債によって調達された資金もこれに含む）をもってこれに充てられる。
- 福井県は起債時に作成する県債管理表にて県債充当額等を管理しており、グリーンボンドによる資金調達時も充当対象の事業と他の事業を区別して管理される。グリーンボンドによる調達資金は、調達した年度中に対象プロジェクトに全額充当される。
- 資金充当が完了するまでの間、調達資金は県の規定に基づき県の会計管理者が現金もしくは現金同等物で管理する。
- 会計年度終了後、充当プロジェクトを含む全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類を作成し、県の監査委員による監査を受け、その後、決算関係書類は監査委員の意見とともに県議会に提出し承認を受けるなど、適切な内部追跡管理がなされる。

福井県は起債時に作成する県債管理表にて県債充当額等を管理しており、グリーンボンドによる資金調達時も充当対象の事業と他の事業を区別して管理される。グリーンボンドにて調達した資金は、調達した年度中に対象プロジェクトに全額充当される。資金充当が完了するまでの間、調達資金は県の規定に基づき県の会計管理者が現金もしくは現金同等物で管理する。会計年度終了後、充当プロジェクトを含む全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類を作成し、県の監査委員による監査を受け、その後、決算関係書類は監査委員の意見とともに県議会に提出し承認を受けるなど、適切な内部追跡管理がなされる。資金管理は適切である。

4. レポーティング

(1) 開示の概要

- 資金充当状況及び環境改善効果に関する情報は、グリーンボンド起債の翌年度に福井県のウェブサイトを開示される。レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充資金充当したプロジェクト ・ 充当金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起債の翌年度に 1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県のウェブサイト
環境改善効果	インパクト・レポーティング 次頁の「(2) 環境改善効果に係る指標、算定方法等」を参照。		

(2) 環境改善効果に係る指標、算定方法等

- インパクト・レポートでは、フレームワークに沿って適格プロジェクト毎に適切なレポート項目を開示する。

主な適格プロジェクト	レポート項目例
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関の車両等整備 <ul style="list-style-type: none"> - 北陸新幹線の整備 - 地域鉄道の基盤整備 ■ 公用車の電動車化 <ul style="list-style-type: none"> - 電動車・充電設備の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 温室効果ガス排出削減量 ■ 使用エネルギー削減量
<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> - 太陽光発電の導入 - 小水力発電の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 発電量 ■ 温室効果ガス排出削減量
<ul style="list-style-type: none"> ■ 港湾地域の脱炭素化 <ul style="list-style-type: none"> - 敦賀港におけるカーボンニュートラルポート形成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 温室効果ガス排出削減量 ■ 使用エネルギー削減量
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設等の省エネ化 <ul style="list-style-type: none"> - 新築施設の ZEB 化 (ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented)、ZEH 化 (ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented、ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented) - 設備の省エネルギー化 (空調等) - 照明の LED 化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ ZEB 認証、ZEH 認証の取得状況 ■ 温室効果ガス排出削減量 ■ 使用エネルギー削減量
<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林資源の保全・管理 <ul style="list-style-type: none"> - 林道整備 - 公共施設等の木造化、木質化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 県産木材の使用実績
<ul style="list-style-type: none"> ■ 水産資源の保全・管理 <ul style="list-style-type: none"> - 漁港、漁場等の整備 - 持続可能な水産業のための教育・調査研究施設・設備の整備 (県立大学先端増養殖学科の施設整備等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 先端増養殖学科学生数 ■ 想定就職先
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> - 自然公園における環境保全阻害防止対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 保全される動植物の種類、生息数
<ul style="list-style-type: none"> ■ 風水害対策 <ul style="list-style-type: none"> - 河川改修、ダムの整備 - ため池、排水機場等の整備 - 災害発生時に緊急輸送道路として機能する中部縦貫自動車道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 整備箇所数、整備距離、整備面積 ■ 被害軽減効果

<ul style="list-style-type: none">■ 土砂災害対策<ul style="list-style-type: none">- 土砂災害防止施設（砂防堰堤、治山施設、地すべり防止施設等）の整備■ 高潮・高波対策<ul style="list-style-type: none">- 港湾施設（防波堤、防砂堤、導流堤、護岸、防潮堤等）の整備- 海岸保全施設（離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜等）の整備	
--	--

[出所：福井県グリーンボンド・フレームワーク]

資金充当状況及び環境改善効果に関する情報は、グリーンボンド起債の翌年度に福井県のウェブサイトに開示される。資金充当状況については、起債した年度内に全額充当予定であることから、資金充当したプロジェクト及び充当金額を開示する。環境改善効果については、フレームワークに沿って適格プロジェクト毎に適切なレポート項目を開示する。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は速やかに開示される。レポートの内容は適切である。

以 上

【留意事項】

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンファイナンスアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンファイナンス原則／ソーシャルファイナンス原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンファイナンス等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。